

昭島市再犯防止推進計画 (素案)

令和3(2021)年12月

昭島市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の方向性及び期間	3
4 計画に基づく再犯防止施策の対象者	3
5 犯罪者・非行少年の処遇	4
第2章 計画の基本理念、基本方針等	6
1 基本理念	6
2 基本方針	6
3 取組施策	6
第3章 犯罪や再犯防止を取り巻く状況	8
1 全国の状況	8
2 東京都の状況	9
3 昭島市の状況	10
4 就労に関わる状況	14
5 更生保護活動に関わる状況	15
第4章 再犯防止に関連する施策の展開	16
1 安全・安心なまちづくりの推進	17
2 就労支援・住居の確保支援の充実	18
3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	20
4 非行の防止・学校と連携した修学支援等	23
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	25
第5章 国際法務総合センターとの連携	27
1 昭島市と国際法務総合センターとの関わり	27
2 国際法務総合センターの施設概要	27
3 国際法務総合センターにおける地域連携の取組	27
第6章 計画の推進	29
1 計画の推進体制	29
第7章 資料編	30
1 用語説明	30

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

全国における刑法犯認知件数（警察等捜査機関が犯罪について、被害届等によりその発生を把握した件数）は、平成14（2002）年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率（検挙者に占める再犯者数の割合）は上昇傾向にあり、平成28（2016）年には、約半数の48.7%に達しました。このことから、犯罪を減らすためには、再犯の防止が重要な取組として認識をされるようになりました。

犯罪や非行をした人の中には、様々な生きづらさや社会復帰を妨げる課題を抱えている例が見受けられます。再び犯罪に手を染めることを防ぐため、地域社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境を整えることが必要です。

このような背景を踏まえ、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が制定され、平成29（2017）年12月には、国としての「再犯防止推進計画」（以下「国計画」という。）が策定されました。これに伴い、都道府県や市町村においても「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることとなり、東京都においては、令和元（2019）年7月に「東京都再犯防止推進計画」（以下「都計画」という。）を策定しました。

東京都及び昭島市における刑法犯検挙者数は、ここ数年減少傾向にありますが、再犯者率は50%程度で推移しており、令和2（2020）年では、東京都の再犯者率は49.4%、昭島市の再犯者率は49.2%となっています。

再犯防止のためには、刑事司法関係機関による取り組みだけでなく、国、地方公共団体、民間協力者等が緊密に連携や協力を図り、保健、医療、福祉などの各種サービスの活用を図る中で、円滑な社会復帰を図るとともに、息の長い支援を実施することが求められています。

また、再犯防止の推進は、新たな犯罪被害者を生み出さない取組であるとともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、必要となる支援を得ることができる環境づくりを進めることが社会復帰を促進する取組でもあり、昭島市が推進するSDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にも資するものとなっています。

昭島市では、住み慣れた地域で誰もがお互いを尊重し、支え合う地域共生社会の実現を推進するとともに、安全で安心した生活を送ることができるよう、「昭島市再犯防止推進計画」を策定します。

「SDGs（エスディー・ジー・ズ）」

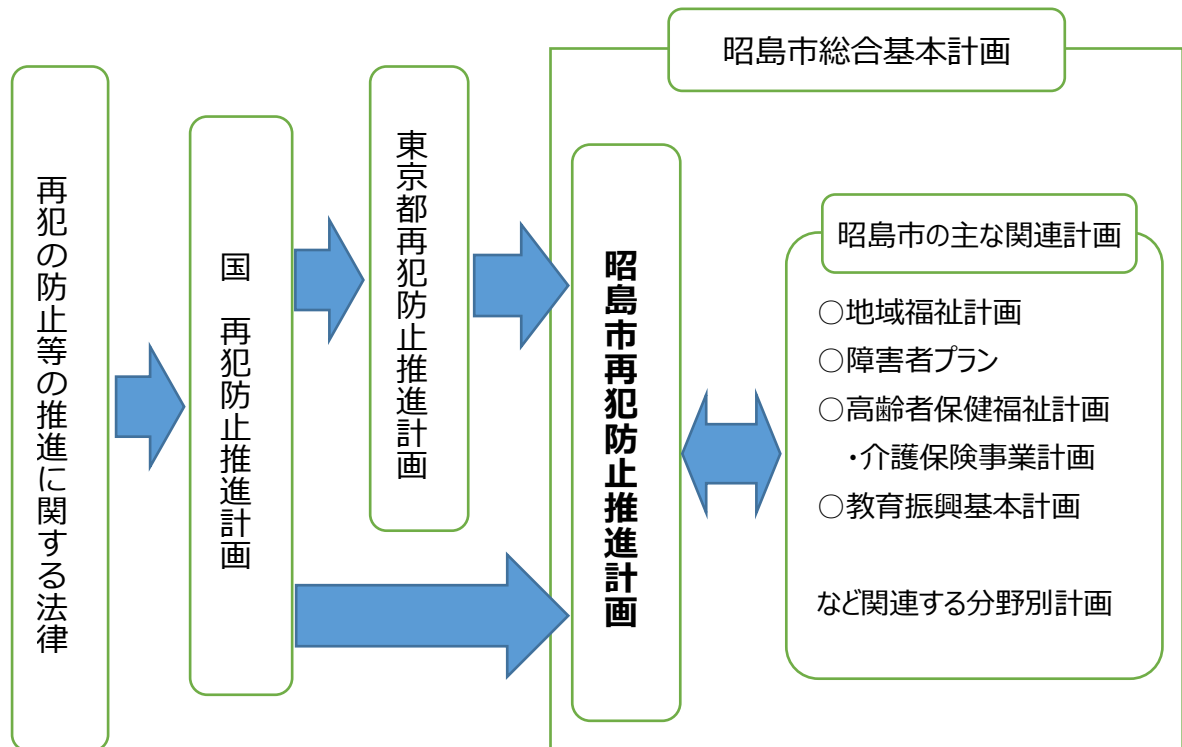
「Sustainable Development Goals」の略称。国連において、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた2030年までの国際目標。17の目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。



2 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、国計画や都計画を勘案して、昭島市における再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するため策定します。

本計画では、地域共生社会の実現を目的とする地域福祉施策の推進をはじめとして、就労支援や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進など、再犯防止に資する取組となるものや副次的な効果として再犯防止につながる取組を記載しています。



3 計画の方向性及び期間

犯罪をした人等に対する昭島市の支援や取組の方向性を示すものとして策定し、再犯防止推進法などの関係法令や国計画及び都計画の改定状況等を踏まえ、必要に応じて改定できることとします。

4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画において、「犯罪をした人等」とは、「犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人」のことをいいます。犯罪をした人等には、刑事司法の手続の中で、微罪処分になった人や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人、刑の執行を猶予された人、懲役刑に処され矯正施設に入所した人や保護観察を終えた人なども含まれています。

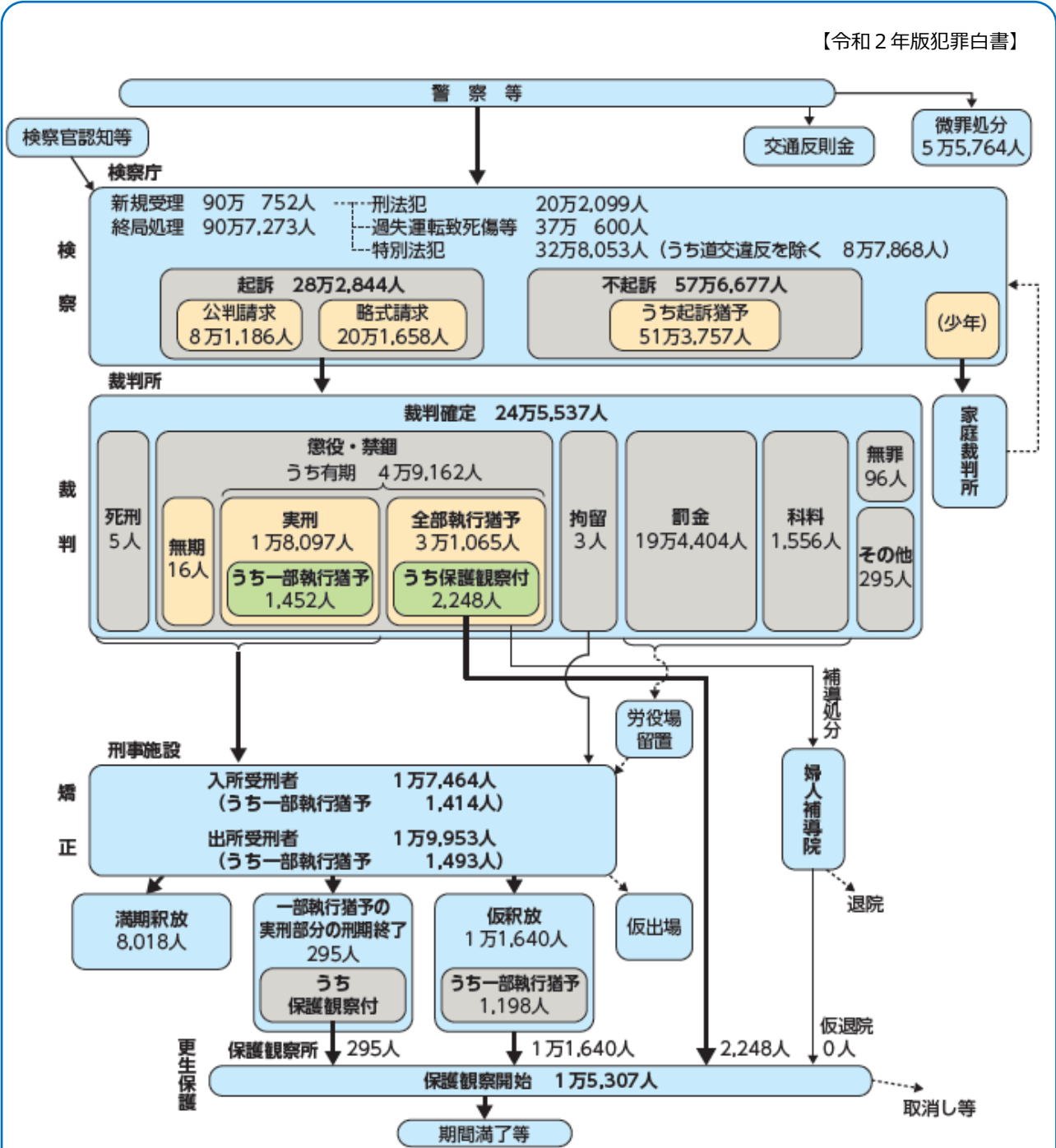
犯罪をした人等の全ての人が矯正施設への入所や保護観察に付されるわけではなく、全体的に見れば犯罪をした人等の多くの人は矯正施設に入所することではなく、刑事司法手続の各段階において地域社会に戻り、犯罪行為をする前と同様の社会生活を送ることとなります。

また、「再犯の防止等」とは、「犯罪をした人等が再び犯罪や非行をすることを防ぐ」ことをいいます。

5 犯罪者・非行少年の処遇

警察等で検挙された人は、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で何らかの処遇・処分を受け、それぞれの段階から地域社会に戻ることになります。

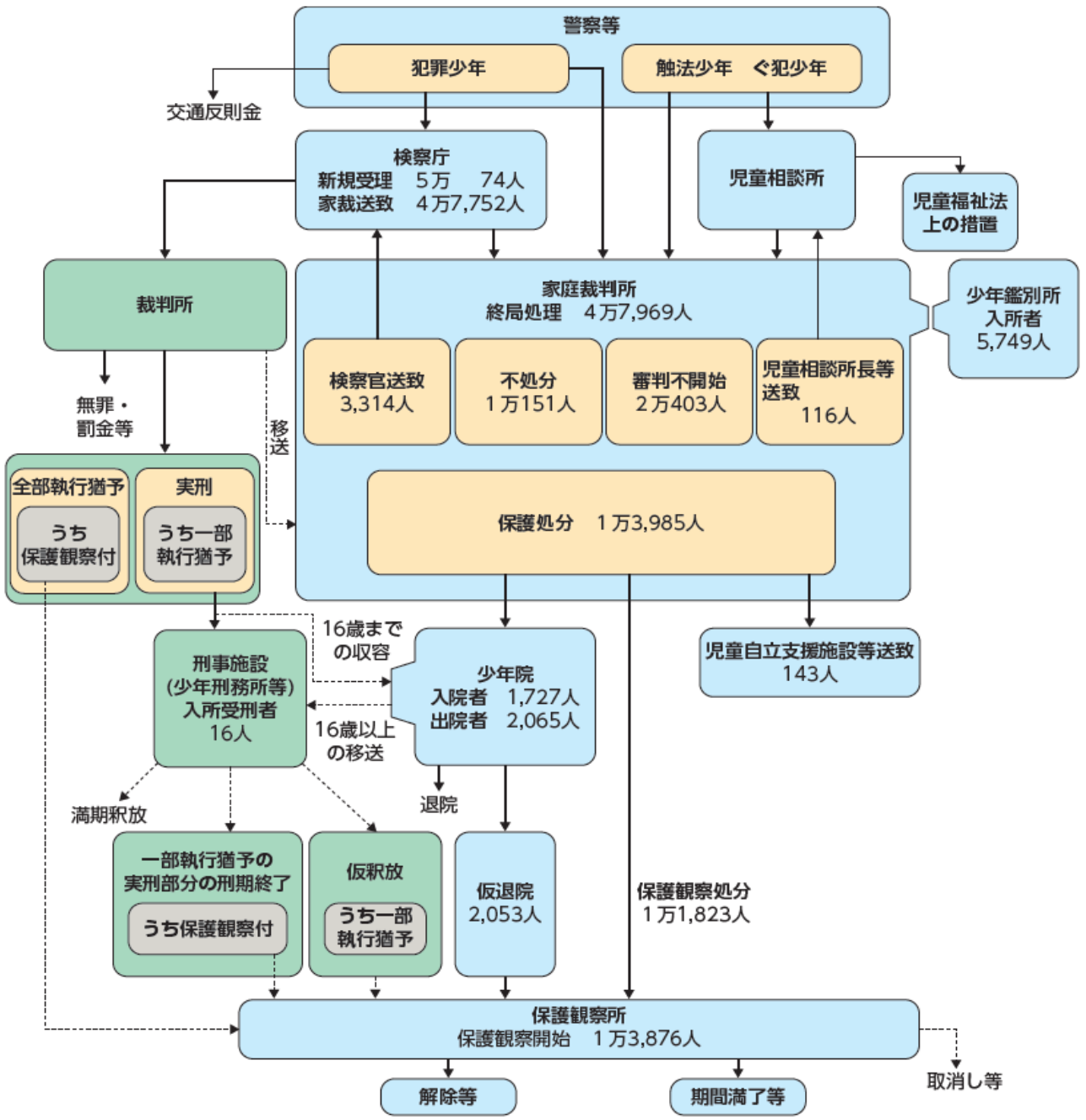
(1) 犯罪者処遇の概要



注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
2 各人員は令和元年の人員であり、少年を含む。
3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
6 「一部執行猶予の実刑部分の刑期終了」の人員は、仮釈放中に余罪を理由に仮釈放を取り消され、その後刑事施設に収容される前に一部執行猶予の実刑部分の刑期を終了した者1人（なお、その者は、保護観察付一部執行猶予者である。）を含まない。
7 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者、保護観察付全部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。そのため、各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
8 「裁判確定」の「その他」は、免許、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

(2) 非行少年処遇の概要

【令和2年版犯罪白書】



注 1 検察統計年報，司法統計年報，矯正統計年報及び保護統計年報による。
2 「検察庁」の人員は，事件単位の延べ人員である。例えば，1人が2回送致された場合には，2人として計上している。
3 「児童相談所長等送致」は，知事・児童相談所長送致である。
4 「児童自立支援施設等送致」は，児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
5 「出院者」の人員は，出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
6 「保護観察開始」の人員は，保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。

区 分		内 容
非行少年	犯罪少年	罪を犯して警察に検挙された14歳以上20歳未満の少年
	触法少年	刑罰法令（刑法、暴力行為等処罰法など）に触れる行為をして警察に補導された14歳未満の少年
	ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令（刑法、暴力行為等処罰法など）に触れる行為をするおそれのある20歳未満の少年

第2章 計画の基本理念、基本方針等

1 基本理念

ともに支え合い、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現

再犯の防止等の取組は、これまで主に刑事司法関係機関により実施されてきました。

しかし、様々な生きづらさを抱える犯罪をした人等が地域社会で孤立せず立ち直っていくためには、刑事司法関係機関とともに地方自治体や民間協力者等の関係者の連携した取組が必要となります。

昭島市では市民に身近な行政機関として、すべての市民に寄り添った支援をしていくことで、ともに支え合い、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念の実現に向けて、市民に身近な行政機関として、地域における再犯の防止等の取組を着実に推進するため、5つの基本方針を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

◇基本方針1 関係者との緊密な連携協力

国及び都、民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」地域社会の実現に向けて取り組みます。

◇基本方針2 切れ目のない支援

国及び都との適切な役割分担を踏まえ、切れ目なく再犯の防止等の取組を推進するため、必要な支援を実施します。

◇基本方針3 犯罪被害者等の尊厳への配慮

犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が、犯罪の責任を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえ、再犯の防止等に取り組みます。

◇基本方針4 社会情勢等に応じた取組

犯罪及び非行の実態等を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして、社会情勢等に応じた再犯の防止等に取り組みます。

◇基本方針5 広報活動と市民理解の醸成

再犯の防止等の取組について、分かりやすく効果的に広報などを行い、広く市民の関心と理解を醸成します。

3 取組施策

国計画及び都計画等を踏まえ、犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく、円滑に地域社会の一員として復帰するとともに、市民の犯罪被害を防止するため、地域や関係機関との連携を図る中で、次の再犯防止施策の取組を推進します。

①安全・安心なまちづくりの推進

②就労支援・住居の確保支援の充実

③保健医療・福祉サービスの利用の促進等

④非行の防止・学校と連携した修学支援等

⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

国の再犯防止推進計画の基本方針

国は、再犯防止推進法の施行を受け、平成29（2017）年12月15日、再犯防止推進計画を閣議決定しました。この計画は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ計画です。

国計画では、5つの基本方針を設定しています。

【基本方針（概要）】

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

【重点課題】

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥地方公共団体との連携強化等
- ⑦関係機関の人的・物的体制の整備等

東京都の再犯防止推進計画の基本方針

東京都は、国計画を勘案し、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、令和元（2019）年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画には、東京都が実施する再犯防止に資する取組や再犯防止につながる可能性がある取組が記載されています。

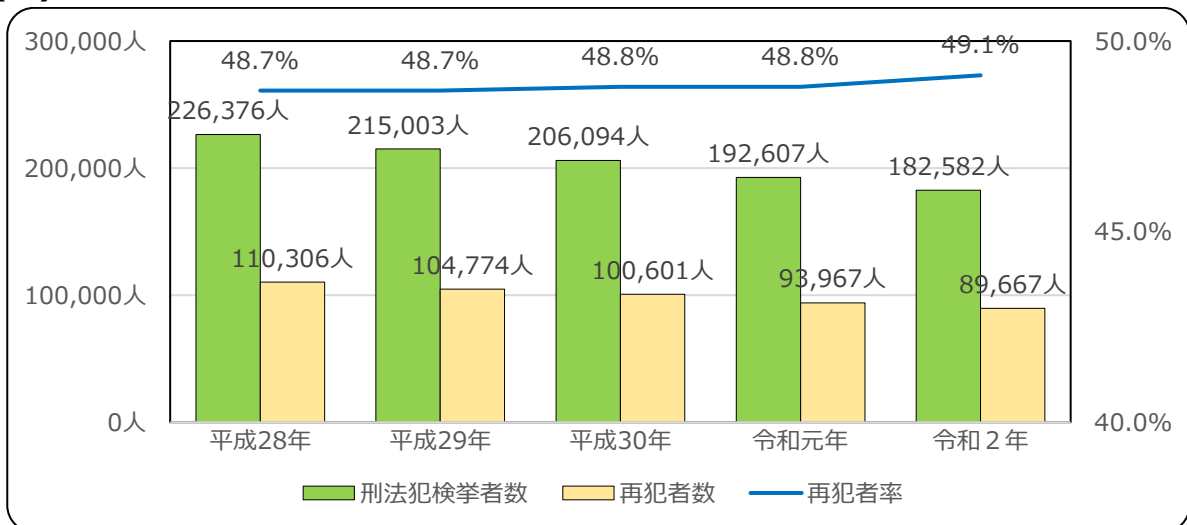
国計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、次の重点項目に取り組むこととしています。

- 就労・住居の確保等
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- 再犯防止のための連携体制の整備等

第3章 犯罪や再犯防止を取り巻く状況

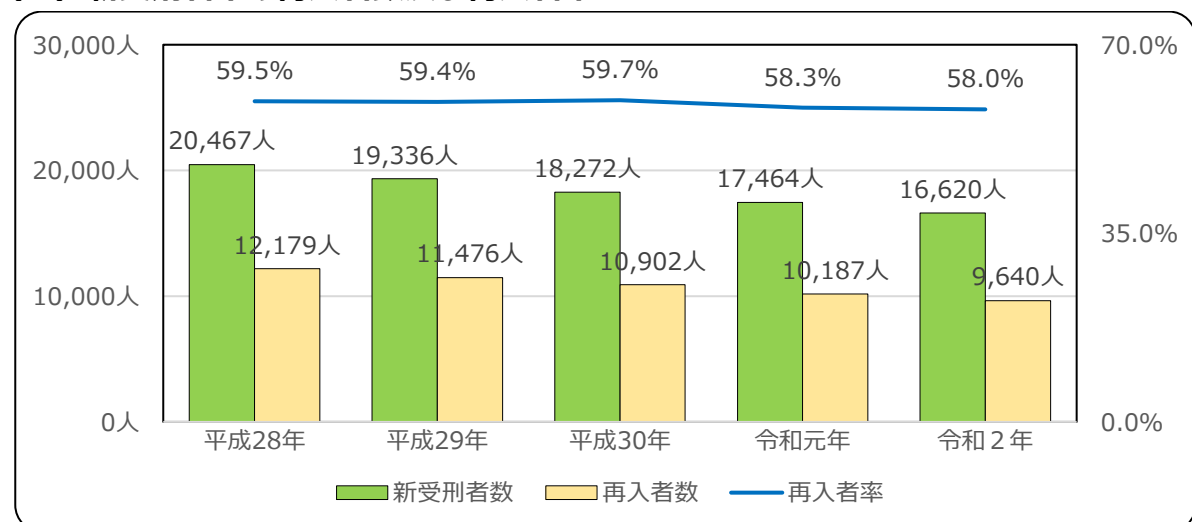
1 全国状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



※「再犯者」は、刑法犯による検挙者のうち、以前に検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。【法務省資料】

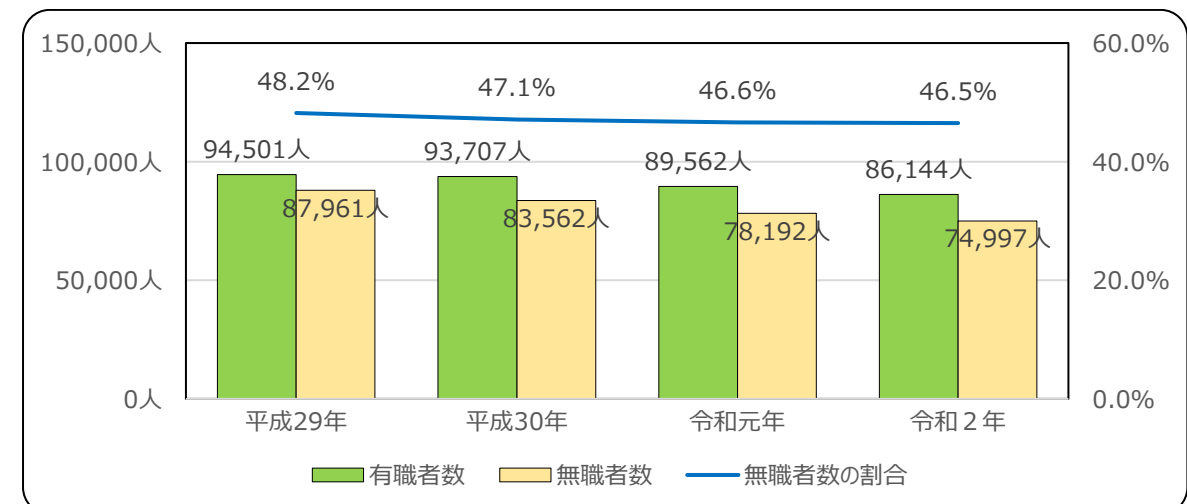
(2) 新受刑者中の再入者数及び再入者率



※「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。【法務省資料】

※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度目以上の者をいう。

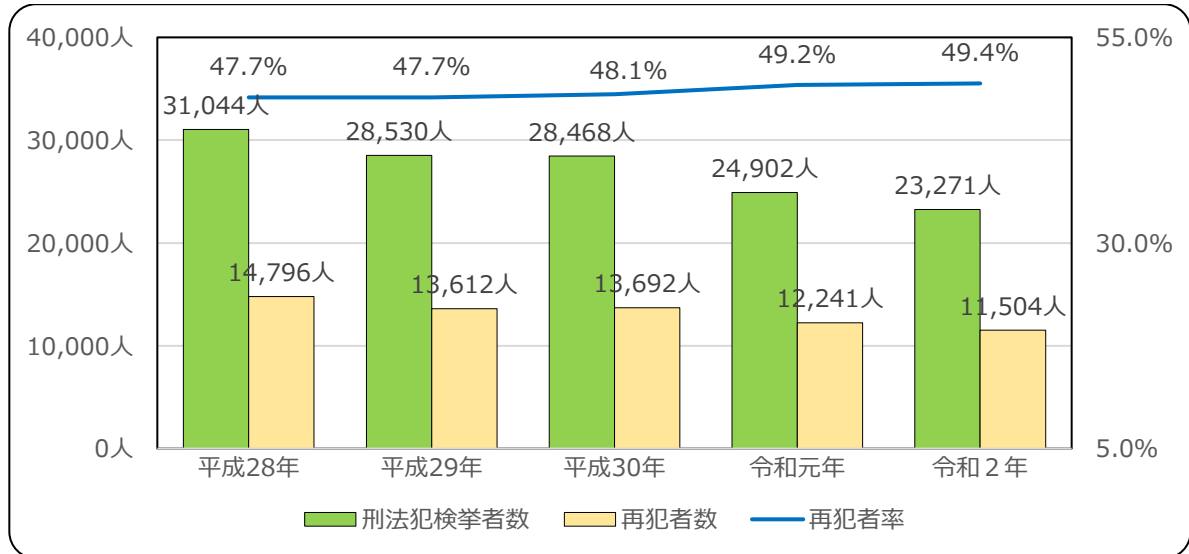
(3) 犯行時における有職者数及び無職者数の状況



※犯行時の年齢が20歳以上の者で学生等を除く（平成29年分より数値提供）。【法務省矯正局提供資料】

2 東京都の状況

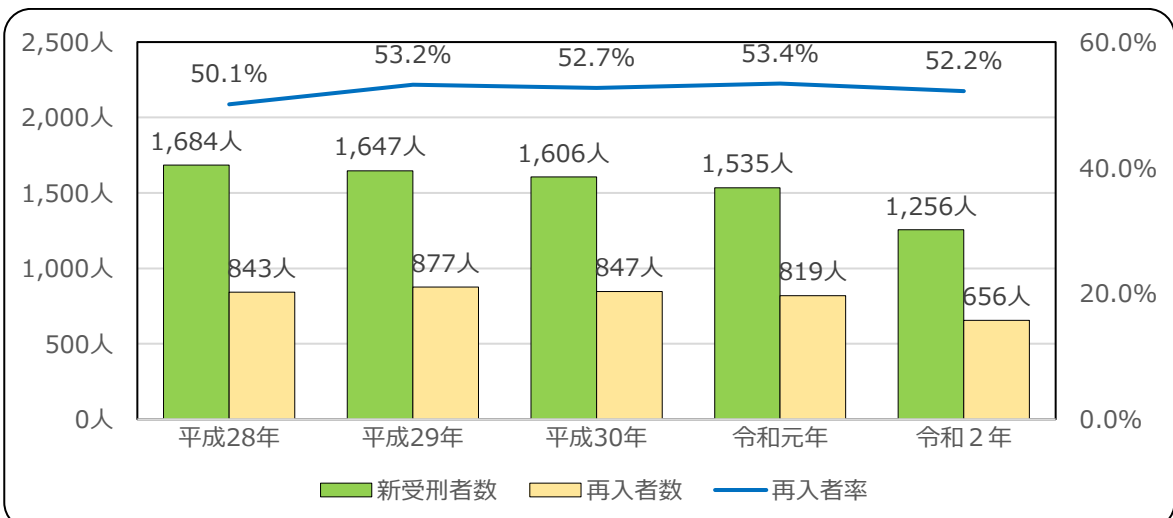
(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



※「再犯者」は、刑法犯による検挙者のうち、以前に検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。

【法務省資料】

(2) 新受刑者中の再入者数及び再入者率

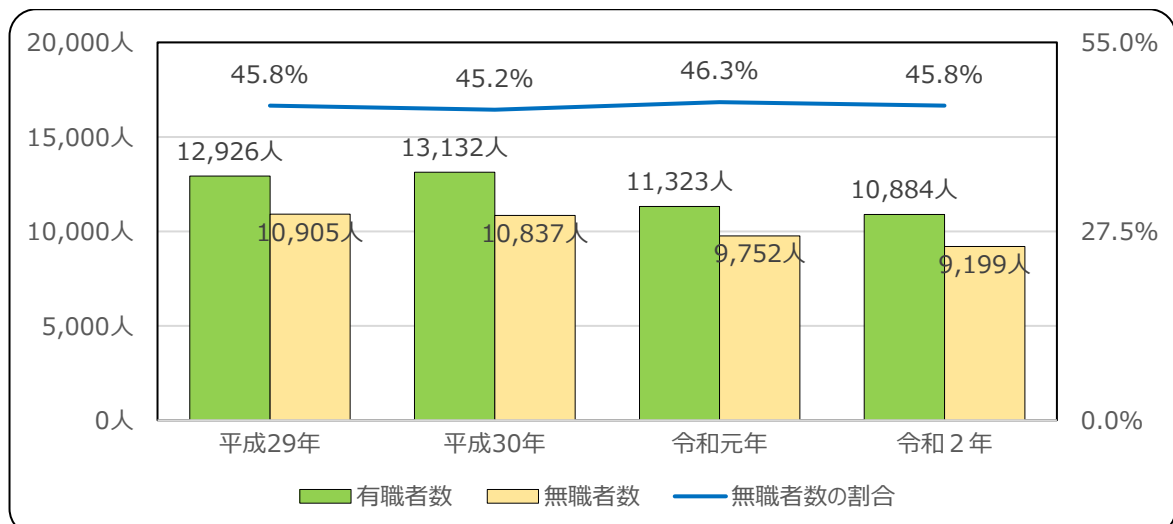


※「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。

【法務省資料】

※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度目以上の者をいう。

(3) 犯行時における有職者数及び無職者数の状況



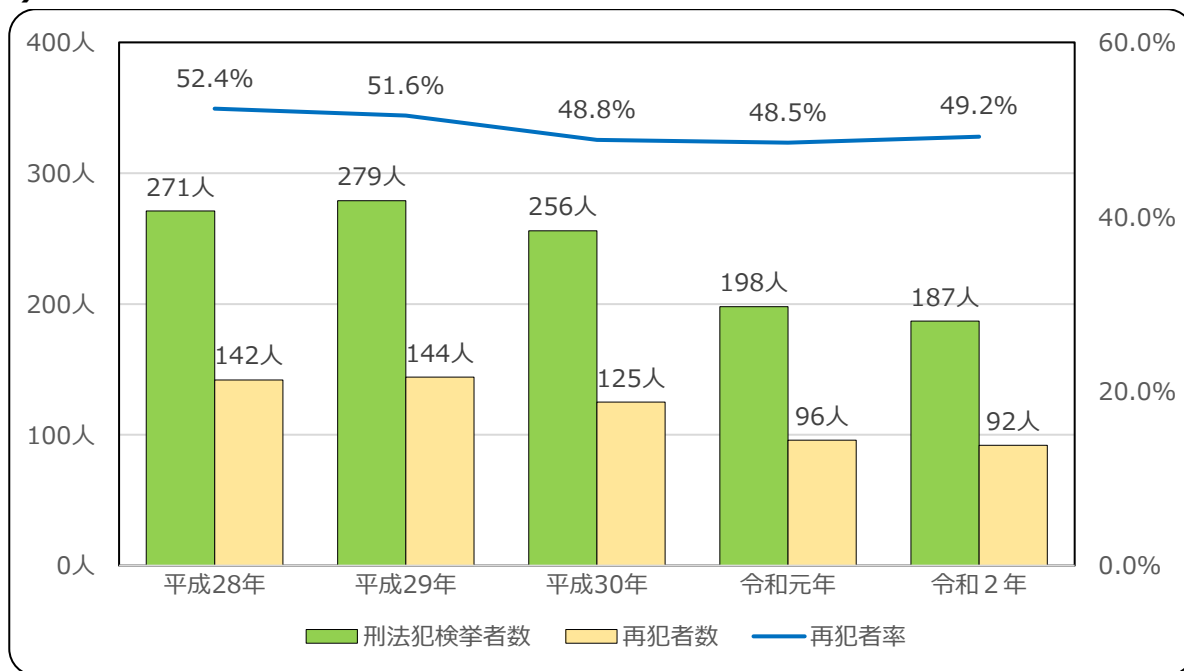
※犯行時の年齢が20歳以上の者で学生等を除く（平成29年分より数値提供）。

【法務省矯正局提供資料】

3 昭島市の状況

※警視庁提供の数値は、昭島警察署管内の数値

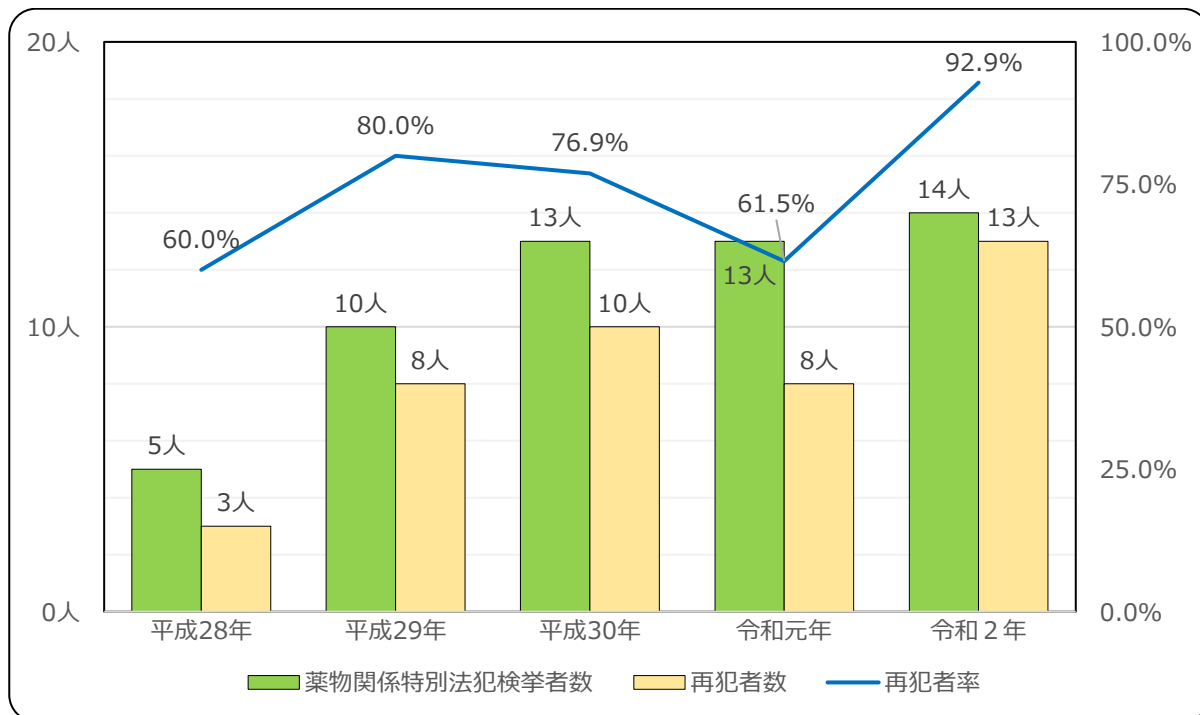
(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



【警視庁提供】

昭島市における刑法犯検挙者数及び再犯者数の状況は、概ね年々減少しています。また、再犯者率については、50%程度で推移しており、検挙者数の半数程度が再犯者であるという状況は、全国や東京都と同様の傾向となっています。

(2) 薬物事犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

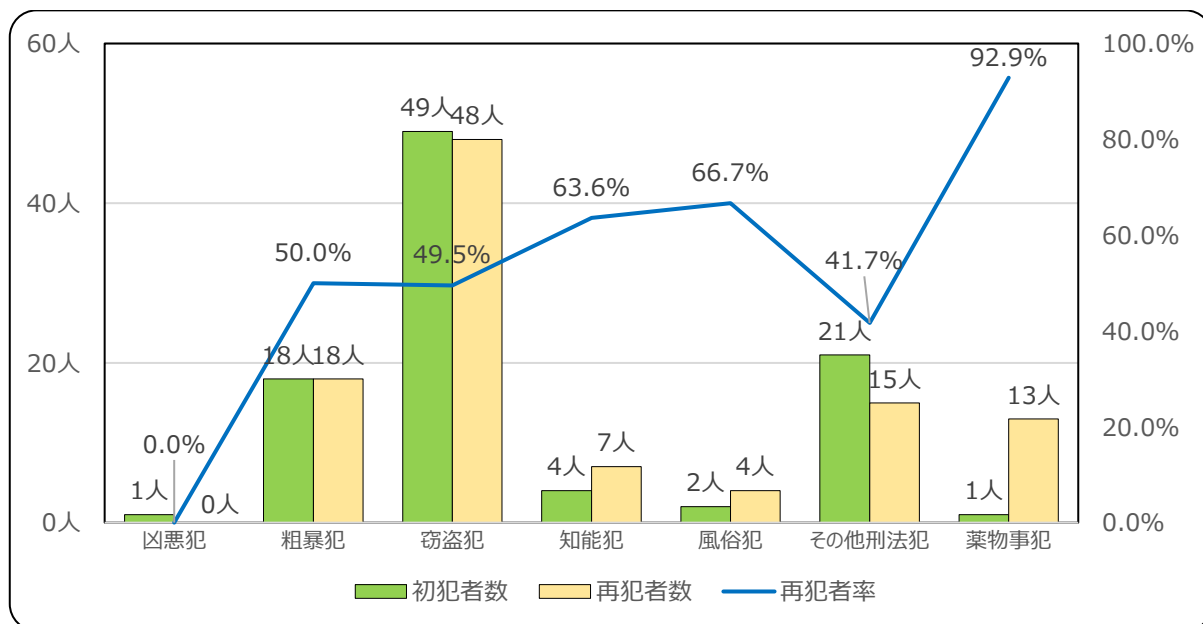


※薬物事犯検挙者数（覚醒剤、麻薬等及び大麻取締法での検挙者数）

【警視庁提供】

昭島市における薬物事犯検挙者数及び再犯者数の状況は、増加傾向にあります。また、再犯者率については、平成29（2017）年から令和元（2019）年にかけては減少しましたが、令和2（2020）年には増加に転じています。

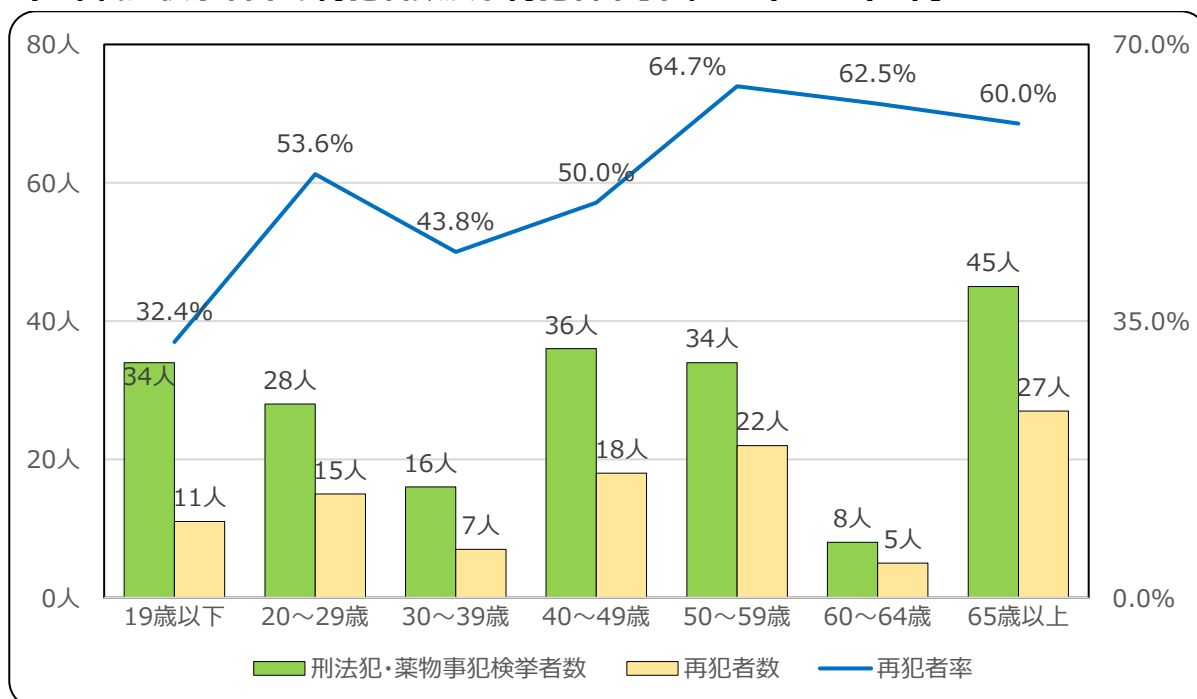
(3) 罪種別の初犯者数・再犯者数及び再犯者率【令和2（2020）年】



【警視庁提供】

昭島市における罪種別の初犯者数・再犯者数の状況は、粗暴犯及び窃盗犯では、初犯者数と再犯者数はほぼ同数となっています。また、薬物事犯の検挙者数14人のうち再犯者が13人を占めており、薬物事犯の検挙者数の多くが再犯者であることが分かります。

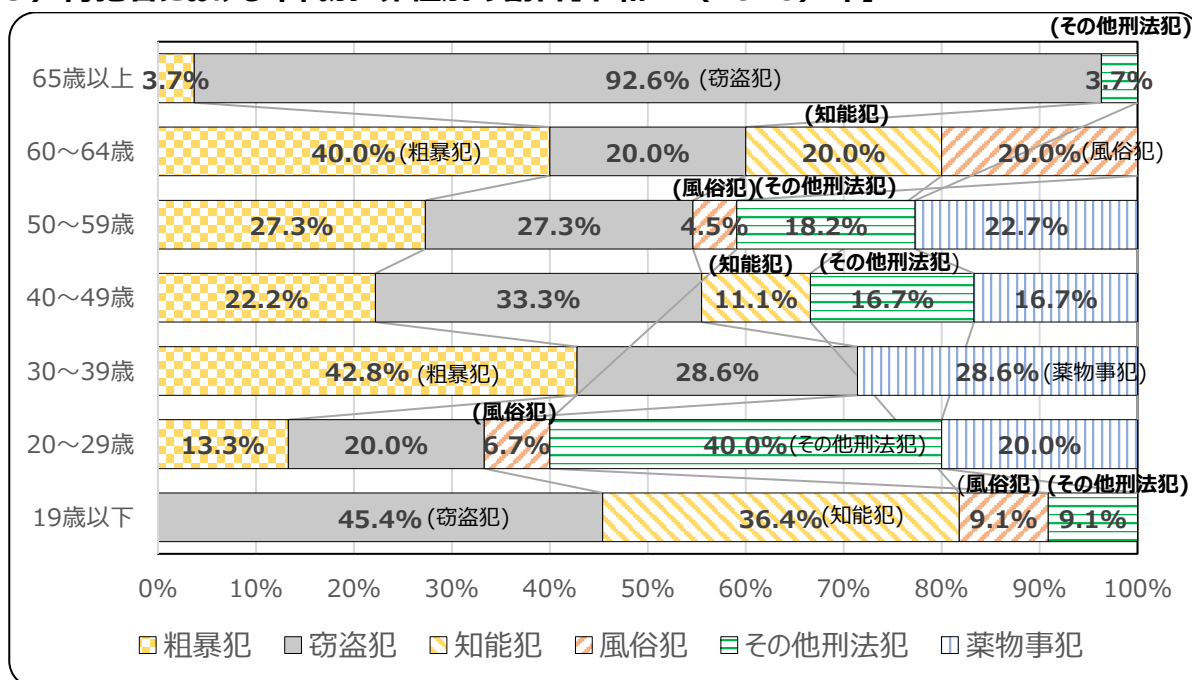
(4) 年代別検挙者中の再犯者数及び再犯者率【令和2（2020）年】



【警視庁提供】

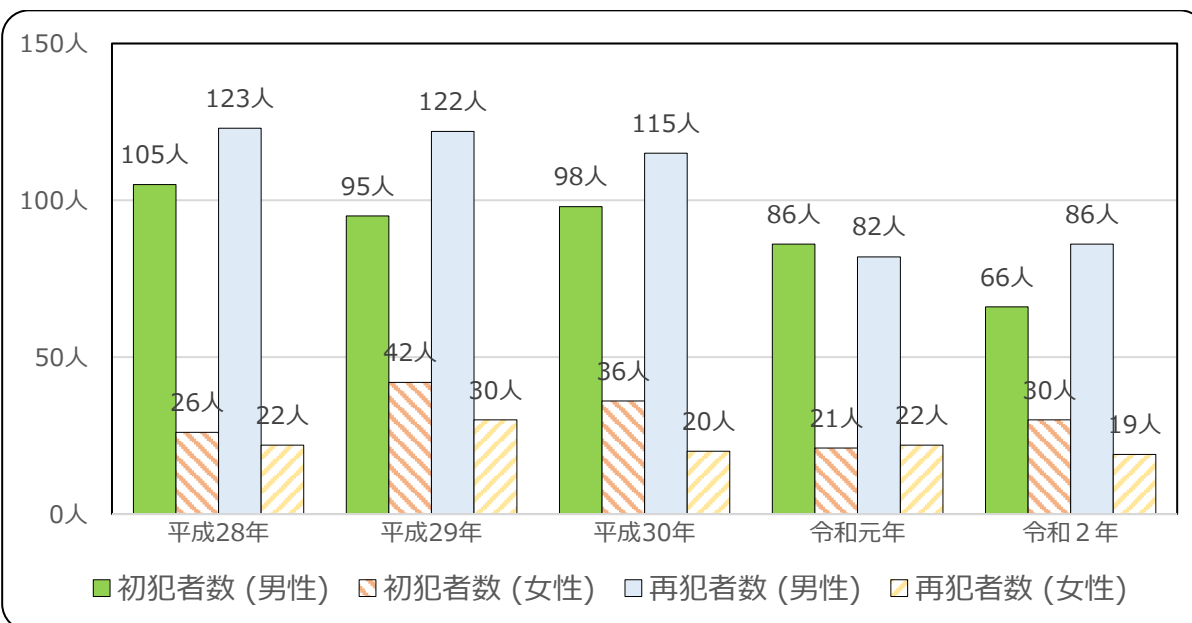
昭島市における年代別の刑法犯・薬物事犯検挙者数及び再犯者数の状況は、20歳代及び40歳以上の再犯者率は50%を超えている状況にあります。

(5) 再犯者における年代別・罪種別の割合【令和2（2020）年】



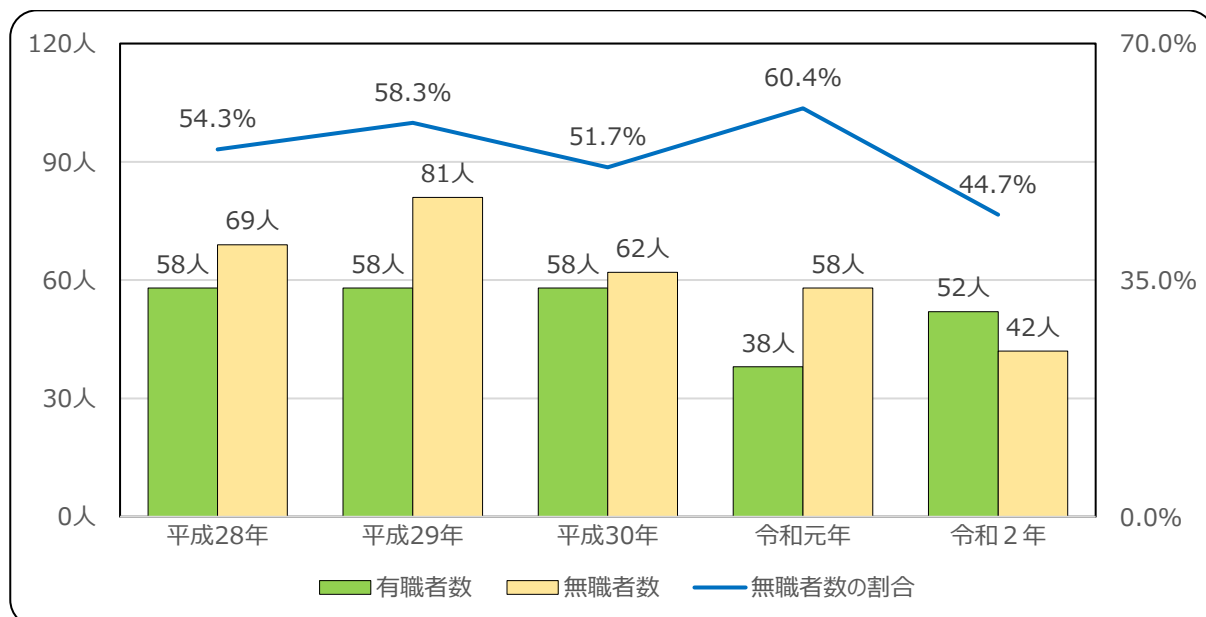
昭島市における令和2（2020）年の再犯者の刑法犯者と薬物事犯者の年代別・罪種別の状況は、65歳以上で窃盗犯の割合が大きくなっているとともに、各年代において窃盗犯が一定の割合を占めています。また、20～29歳では、その他刑法犯（器物損壊等や占有離脱物横領など）が4割を占めているとともに、薬物事犯は20～59歳の各年代の中で一定の割合を占めています。

(6) 検挙者中の初犯者、再犯者及び男女別



昭島市における検挙者（刑法犯及び薬物事犯）中の初犯者数、再犯者数及び男女別の状況は、男性は初犯者数及び再犯者数ともに減少傾向にあります。女性は横ばいの傾向が見られます。また、初犯者のうち女性が占める割合は、20%程度から31%程度で推移しているとともに、再犯者では、15%程度から21%程度で推移しており、検挙者のうち女性が占める割合は、再犯者の方が少ないことが分かります。

(7) 犯行時における再犯者の有職・無職の状況

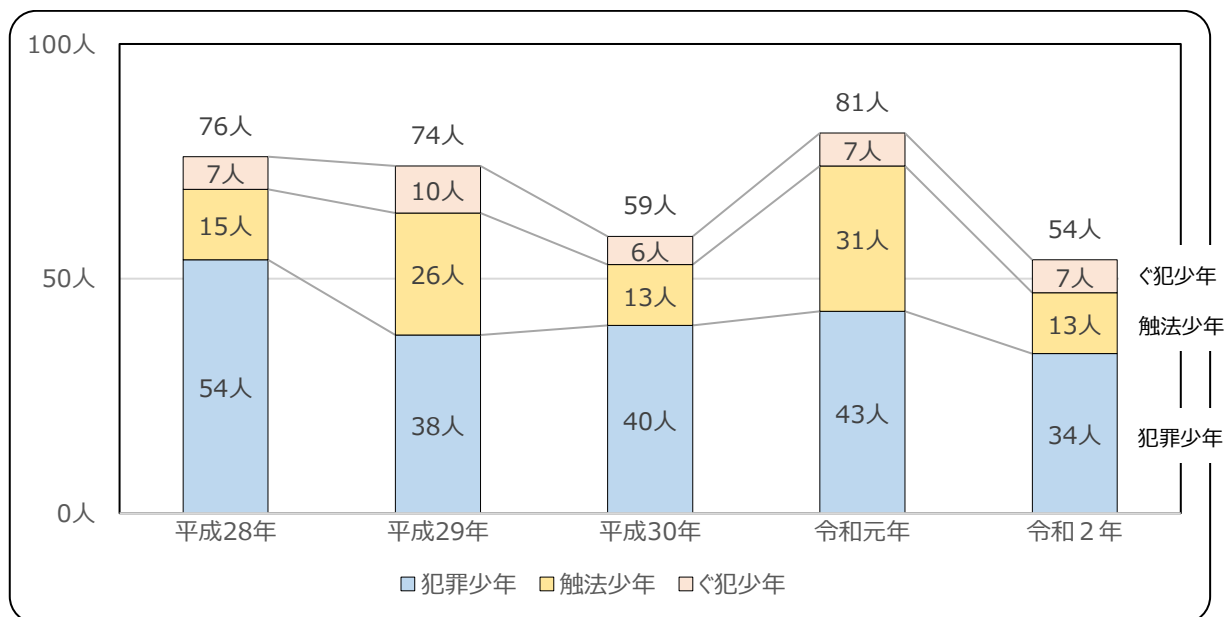


※犯行時（再犯者）の年齢が20歳以上の人で学生等を除く。

【警視庁提供】

昭島市における再犯者の職業別（有職・無職）の状況は、令和元（2019）年までは無職者数が有職者数を上回っていましたが、令和2（2020）年は無職者数が有職者数を下回りました。

(8) 非行少年の状況



【統計あきしま】

昭島市における非行少年の状況は、概ね横ばいで推移していますが、犯罪少年は減少傾向がみられます。令和2（2020）年は前年と比較し、犯罪少年は9人、触法少年は18人減少しています。

区 分		内 容
非行少年	犯罪少年	罪を犯して警察に検挙された14歳以上20歳未満の少年
	触法少年	刑罰法令（刑法、暴力行為等処罰法など）に触れる行為をして警察に補導された14歳未満の少年
	ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令（刑法、暴力行為等処罰法など）に触れる行為をするおそれのある20歳未満の少年

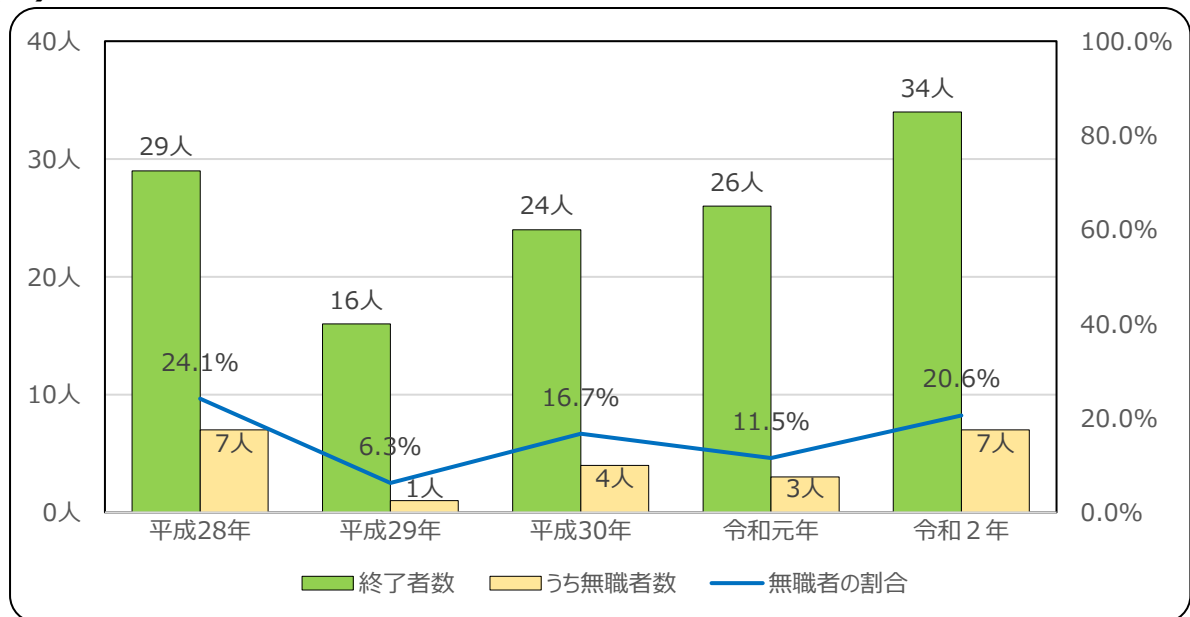
(9) 非行少年の罪種別状況

区 分	刑法犯							特別法犯		ぐ犯	合計
	凶悪犯	粗暴犯			窃盗犯	占有離 脱物横 領罪等	その他 刑法犯	薬物 関係	その他		
		傷害	暴行	恐喝 ほか							
平成28年	0	4	2	0	43	10	5	0	5	7	76
平成29年	0	7	3	1	33	7	6	1	6	10	74
平成30年	3	10	0	1	30	5	2	1	1	6	59
令和元年	1	13	2	0	44	4	7	0	3	7	81
令和2年	0	1	0	0	29	3	9	0	5	7	54

【統計あきしま】

4 就労に関わる状況

(1) 昭島市における保護観察終了者のうち、無職者数及び無職者の割合の推移



【東京保護観察所立川支部】

(2) 昭島市における協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数の推移

各年4月1日現在

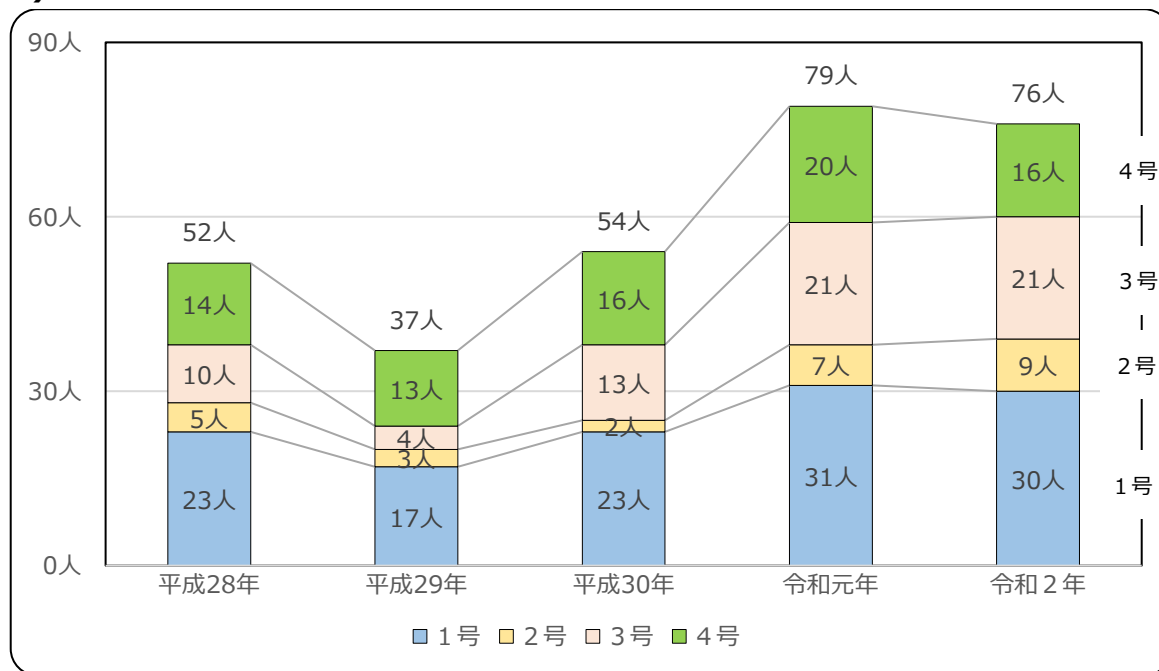
区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
協力雇用主数	4社	4社	5社	5社	5社
実際に雇用している協力雇用主数	1社	0社	1社	0社	0社
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数	1人	0人	1人	0人	0人

【東京保護観察所立川支部】

協力雇用主数は、近年全国的に増加傾向にあり、令和元（2019）年10月1日現在、23,316社となっています。昭島市においては、ここ数年間では5社程度で推移しており、雇用者は平成29（2017）年及び令和元（2019）年において、それぞれ1社、1人となっています。

5 更生保護活動に関わる状況

(1) 昭島市における保護観察者の推移（年間系属）



【東京保護観察所立川支部】

区 分	内 容	保護観察期間
1号 保護観察処分少年	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで、又は2年間
2号 少年院仮退院者	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号 仮釈放者	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号 保護観察付執行猶予者	裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され、保護観察に付された人	執行猶予の期間

昭島市における保護観察者数は、令和2（2020）年と平成28（2016）年を比較すると24人増えており、各区分（1号～4号）においても増えている状況にあります。

(2) 保護司数及び保護司充足率

昭島市保護司定数：45人

各年1月1日現在

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
保護司数	33人	30人	28人	30人	30人
充 足 率	73.3%	66.7%	62.2%	66.7%	66.7%

【東京保護観察所立川支部】

全国的に保護司数及び保護司充足率は、ここ数年減少傾向にあり、令和3（2021）年1月1日現在では、保護司数は46,358人、充足率は88.3%（全国の定数：52,500人）となっています。また、東京都では同日現在、保護司数は3,343人、充足率は76.4%（東京都の定数：4,375人）となっています。昭島市における保護司の充足率は、7割前後で推移しています。

第4章 再犯防止に関連する施策の展開

昭島市では、市民に身近な行政機関として、これまでも犯罪をした人等を含め様々な生きづらさを抱えている市民一人ひとりに対して寄り添った支援を行うとともに、誰もが安全に安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指しています。

第3章 犯罪や再犯防止を取り巻く状況において、昭島市の状況は、全国や東京都の状況と同様の傾向にあることも見受けられることから、国計画の重点課題及び都計画の基本方針などを踏まえた取組施策項目を設定するとともに、本計画の基本理念及び基本方針を踏まえ、関係者や関係機関等との連携や協力を通じて、犯罪をした人等が立ち直り、自立した生活を支援するため、再犯防止等に関連する施策を展開します。

また、再犯の防止等に関連する施策では、再犯の防止等を目的とした施策だけでなく、市民に身近な行政機関として、犯罪をした人等であるか否かにかかわらず提供してきた施策のうち、犯罪をした人等の立ち直りにつながる施策や非行の防止等につながる施策などについても掲載し、国や東京都、関係機関や民間団体等との連携を図りながら再犯の防止等に資する取組を推進します。

【施策の体系】

取組施策項目	施 策	取 組
1 安全・安心なまちづくりの推進	(1)安全・安心なまちづくりの推進	①犯罪防止に配慮したまちづくり ②地域の防犯ネットワークの推進
2 就労支援・住居の確保支援の充実	(1)就労の支援	①就労の支援
	(2)住居確保の支援	①住居確保の支援
3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	(1)高齢者及び障害のある人等への支援	①高齢者や障害のある人等への支援等 ②生活に課題を抱える人への支援等
	(2)薬物依存を有する人等への支援	①相談支援 ②広報・教育活動の推進
4 非行の防止・学校と連携した修学支援等	(1)非行の防止・学校と連携した修学支援等	①犯罪・非行防止等のための相談支援や指導 ②子どもの居場所づくり ③修学・学習支援の推進 ④青少年健全育成の推進
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	(1)民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	①民間協力者の活動の促進 ②広報・啓発活動の推進

1 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

安全・安心なまちづくりを推進するため、通学路や街頭への防犯カメラの設置促進、青色回転灯を装備した安全・安心まちづくり広報車の運行や市内の各地域で様々な防犯施策などの取組を実施しています。令和2（2020）年の市内の刑法犯認知件数は623件で、10年前の平成22（2010）年の1,641件に比べ1,018件減少（62.0%）するなど、刑法犯の認知件数は減少傾向にあります。

市内では、未だに高齢者などを狙ったオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が発生するなど、市民の安全・安心を脅かす犯罪の発生が後を絶たない状況にもあります。

市内の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、「安全・安心まちづくり推進協議会」とも連携を図る中で、今後も継続して安全で安心して過ごせるまちづくりを目指した各種施策が求められています。

【目指す方向性】

犯罪や犯罪被害の起きにくい、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちを目指します。

【関連する施策】

① 犯罪防止に配慮したまちづくり

1	青色回転灯装備安全・安心まちづくり広報車の運行 小学生の下校時などを中心に広報車を運行し、防犯パトロールを行っています。また、犯罪の抑止や再発防止等を目的とした広報啓発活動も行っています。	生活コミュニティ課
2	防犯カメラ設置事業 犯罪の抑止や予防効果を高めるとともに、犯罪及び事故発生時の事件解明等を目的として、市内駅周辺や小学校の通学路を中心に、防犯カメラを設置しています。	生活コミュニティ課・指導課
3	携帯メール情報サービスの配信 市内で発生した災害や避難などの緊急情報を配信する「昭島市携帯メール情報サービス」を活用し、不審者や犯罪に関する情報をメール配信しています。	防災課・生活コミュニティ課
4	街路灯整備事業 街を明るくし、夜間における犯罪の発生を防止するとともに、市民の交通の安全確保を図るため、街路灯のLED化の推進や適切な維持管理に努めています。	交通対策課

② 地域の防犯ネットワークの推進

5	安全・安心まちづくり推進協議会の運営 安全・安心まちづくりに関する事項の協議や情報共有を図るため、警察署や各関係機関などと「安全・安心まちづくり推進協議会」を組織するとともに、「昭島市防犯推進計画」に基づき、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進しています。	生活コミュニティ課
6	通学路安全連絡員・こども110番の家協力者登録事業 児童・生徒の登下校時の安全・安心を確保するため、通学区域を中心に見守りボランティア「通学路安全連絡員」の登録を行っています。また、児童・生徒が緊急時に助けを求めることができる「子ども110番の家協力者」の登録も行っています。	指導課
7	スクールガードリーダーによる巡回指導 児童・生徒の登下校時の安全・安心を確保するため、通学区域をスクールガードリーダー（元警察官など）が巡回し、学校に対して危険個所の指摘や改善策の指導等を行っています。	指導課

2 就労支援・住居の確保支援の充実

(1) 就労の支援

【現状と課題】

刑務所に再び入所した人のうち約 7 割が、再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約 3 倍になるなど、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

国においては、矯正施設における社会ニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置をはじめとする矯正施設、保護観察所やハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入や国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んできました。

しかし、犯罪をした人等が生活の安定のために就労することについて、「前科等があること」、「求職活動に必要な知識・資格等がなく、円滑な求職活動ができないこと」、「社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持に必要な能力が不足し、職場での人間関係を十分に構築できないこと」、「適切な職業選択ができないことなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること」、「協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと」等の課題があります。

【都の主な取組】

- ①就職に向けた相談・支援等の充実
- ②就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援
- ③多様な業種の協力雇用主の確保に向けた広報等
- ④協力雇用主の活動に対する支援の充実等
- ⑤一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保
- ⑥就労支援に携わる関係機関・団体相互の連携確保
- ⑦全ての都民の就労を応援する新たな条例の検討

【目指す方向性】

就労支援とともに、職場定着への支援にも努め、市民の生活安定を図ります。

【関連する施策】

①就労の支援

8	生活困窮者への支援 失業や経済的な理由などにより生活に困窮している人に対して、自立相談支援機関（くらし・しごとサポートセンター）において、多様な課題や問題の解決に向け関係機関と連携を図り、就労支援、就労準備支援などにより総合的かつ具体的な支援を行っています。	福祉総務課
9	あきしま就職情報室 国と市が共同運営する地域密着型のハローワークとなる「あきしま就職情報室」を勤労商工市民センター内に設置し、専門の職員が就職についての相談や紹介などの支援を行っています。	産業活性課
10	協力雇用主制度の周知 法務省が実施する協力雇用主に関する制度について、関係機関と連携し周知に努めます。	福祉総務課
11	ひとり親家庭に対する就労支援 ひとり親家庭の親の就労を支援するため、就業を目的とした雇用保険法に基づく教育訓練講座に要する費用の一部又は看護師など専門的な国家資格取得時の生活を支援しています。	子ども子育て支援課

12	障害のある人への就労支援	障害福祉課
	障害のある人の一般就労を支援するため、「障害者就労支援センター」を設置し、身近な地域において就労面と生活面の一体的な支援を行っています。	
13	高齢者への就労支援	産業活性課・介護福祉課
	高齢者の生きがいづくりや個々が有する能力を活かした社会参加を推進するため、ハローワークや昭島市シルバー人材センターと連携を図り、高齢者の就業機会の確保に努めています。	

(2) 住居確保の支援

【現状と課題】

刑期満了による刑務所出所者の適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止の上で最も重要なことです。刑務所満期出所者のうち約5割の人が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの人の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることが明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、受刑者の釈放後における生活環境の充実や、更生保護施設（頼るべき人がいないなどの理由で帰住することができない人の一時的な居場所となる民間の施設）の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。

しかし、これらの更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。また、犯罪をした人等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま、再犯等に至る人も存在するなどの課題があります。

【都の主な取組】

- ①入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進
- ②自立準備ホームの確保に向けた協力
- ③都営住宅への優先入居制度の活用

【目指す方向性】

住居確保支援を通じて、定住先を確保することにより、市民の生活安定を図ります。

【関連する施策】

①住居確保の支援

14	障害のある人への居住支援	障害福祉課
	共同生活を営む住居（グループホーム）において、日常生活上の介護や援助を行うなど、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう支援しています。	
15	住居確保給付金の給付	福祉総務課
	離職などにより家賃を支払うことができず住居を失うおそれのある人などに対して、就職に向けた活動をするなどを要件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行っています。	
16	市営住宅（高齢者専用住宅）	都市計画課
	住宅に困窮している65歳以上の単身世帯又は2人世帯を対象に、緊急通報システムなどが整備された住宅を提供しています。（単身世帯：12戸、2人世帯：8戸）	

17	都営住宅の優先入居制度情報の提供	都市計画課
	都営住宅への優先入居制度（抽選倍率の優遇や住宅困窮度の点数化）について、募集時期や申込方法等の情報を提供しています。	
18	シルバーピア住宅の募集情報の提供	都市計画課
	シルバーピア住宅（低所得の65歳以上の方を入居対象）について、市内の都営住宅の募集についての情報を提供しています。（単身世帯：105戸、2人世帯34戸）	

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

（1）高齢者及び障害のある人等への支援

【現状と課題】

高齢者（65歳以上の人）が、刑務所を出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代において最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

国においては、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある受刑者等が、矯正施設出所後に福祉施設への入所や福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置促進や地域生活定着支援センターを中心として福祉関係機関と連携しながら必要な調整を行う取組（特別調整）等を実施しています。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援やサービスへつながらない場合もあり、きめ細やかな支援を実施するための体制が不十分であることなどの課題があります。

こうしたことから、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、地域に根ざした連携の取組が求められています。

【都の主な取組】

- ① 刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化
- ② 加齢等を背景とした犯罪への対応
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化
- ④ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携

【目指す方向性】

一人ひとりが尊重され、誰もが安心して、いきいきと暮らし続けられるまちを目指します。

【関連する施策】

① 高齢者や障害のある人等への支援等

19	地域包括支援センター運営事業	介護福祉課
	高齢者やその家族からの介護や健康、福祉、医療や生活に関する身近な相談窓口として、市内5か所に地域包括支援センターを設置し、専門職員が介護予防ケアマネジメント、権利擁護等の業務のほか、各種相談、申請受付など総合的な支援を行っています。	
20	認知症初期相談事業	介護福祉課
	認知症に関する困りごとや悩みを抱えている人などからの相談窓口として、認知症初期相談窓口を設置し、精神保健福祉士や保健師などの専門職員による面談や訪問などにより、認知症状のある人への支援方法を検討しています。	

21	障害者等相談支援事業	障害福祉課
	障害のある人やその家族などからの相談に対して、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市や相談支援事業所が連携を図る中で、福祉サービス利用の情報提供や権利擁護の対応など、必要な支援を行っています。	
22	精神保健福祉一般相談支援	障害福祉課
	通院している精神障害のある人やその家族などを対象に、生活、医療、福祉サービス利用などについての相談や助言を行っています。また、未治療、治療中断などの医療相談やアルコール、薬物依存に関する問題などの専門相談については、保健所と連携を図り対応しています。	
23	自立支援（精神通院）医療費助成	障害福祉課
	精神に疾患を抱えた人に対して、必要な治療を継続して受診することができるよう、経済的な負担を軽減するため、通院に要した医療費の自己負担額の一部を助成しています。	
24	社会福祉協議会（成年後見制度推進機関）	福祉総務課
	社会福祉協議会は、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、市民、自治会、企業や各団体などと連携し、様々な地域福祉活動を行っています。また、社会福祉協議会内に「地域福祉・後見支援センターあきしま」を設置し、判断能力が不十分な人などに対して、成年後見制度の利用支援や日常生活支援事業などにより、地域で安心して暮らすことができるよう専門職員などが支援しています。	
25	民生委員・児童委員	福祉総務課
	民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、高齢者、障害のある人、子育てや介護をしている人などの相談を受け、必要な福祉サービスにつなぐパイプ役を務めています。	

②生活に課題を抱える人への支援等

26	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）	福祉総務課
	失業や経済的な理由などにより生活に困窮している人に対して、自立相談支援機関（くらし・しごとサポートセンター）において、多様な課題や問題の解決に向け関係機関と連携を図り、就労支援、就労準備支援などにより総合的かつ具体的な支援を行っています。	
27	家計改善支援事業	福祉総務課
	相談者の家計状況の把握を行い、課題を明らかにし、家計改善することができるよう情報提供及び助言を行います。また、相談支援や関係機関へのつなぎや必要に応じた貸付のあっせん等を行い、早期の生活再建に向けた支援を行っています。	
28	生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会
	社会福祉協議会が窓口となり、生活困窮世帯、障害のある人や高齢者の世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、具体的な利用目的に該当する資金の貸付け（無利子又は低利子）とともに、必要な生活再建の支援を行っています。	
29	生活保護制度	生活福祉課
	経済的な理由などにより生活に困窮している人に対して、生活保護費の支給などを通じて、最低限度の生活を保障するとともに、就労支援や健康管理支援など自立に向けた支援を行っています。	

(2) 薬物依存を有する人等への支援

【現状と課題】

覚醒剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する人の罪名の約3割が覚醒剤取締法違反となっています。また、平成27（2015）年の刑務所出所者全体の2年以内再入率は18%であるのに対して、覚醒剤取締法違反による受刑者の2年以内再入率は19.2%と高くなっています。

国においては、矯正施設・保護観察所での一貫した専門的プログラムの開発・実施や、薬物依存からの回復に向けた指導、医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援体制を整備するほか、平成28（2016）年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度について、適切な運用を図ることとしています。

しかしながら、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関、民間団体等において効果的な支援を行う体制が不十分であり、専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域もあるとともに、関係機関等の連携が不十分であることなどが指摘されています。

昭島市では、薬物事犯検挙者中の再犯者数は、ここ数年増えている状況にもあることから、薬物乱用防止教育等の更なる充実にも努める必要があります。

【都の主な取組】

- ①薬物依存症者に対する治療・支援等のネットワーク構築
- ②薬物依存症者に対する地域における息の長い支援の提供
- ③薬物依存症者に対する治療・支援等の担い手・受け皿の確保
- ④薬物依存症者の家族等に対する支援の充実等

【目指す方向性】

継続的な治療支援体制を整え、関係機関と連携し、薬物依存からの回復を支援します。

【関連する施策】

①相談支援

30	精神保健福祉一般相談事業【再掲】	障害福祉課
	通院している精神障害のある人やその家族などを対象に、生活、医療、福祉サービス利用などについての相談や助言を行っています。また、未治療、治療中断などの医療相談やアルコール、薬物依存に関する問題などの専門相談については、保健所と連携を図り対応しています。	
31	薬物依存などに関する相談	多摩立川保健所
	薬物の問題で困っている人やその家族などを対象に、保健師等の専門的なスタッフが、電話相談や面談相談のほか、必要に応じて家庭訪問等により相談に応じています。	

②広報・教育活動の推進

32	薬物乱用防止推進協議会の活動支援	健康課
	薬物乱用防止に関する啓発活動を推進するため、薬物乱用防止推進協議会の活動を支援しています。	
33	薬物乱用防止教育の推進	指導課
	危険ドラッグや薬物乱用の防止を目的として、各小・中学校において学校薬剤師、昭島警察署職員又は東京都薬物乱用防止指導員を講師とする薬物乱用防止教室を実施しています。また、教員に対しても薬物乱用防止に向けた研修を実施し、薬物に対する理解を深めています。	

4 非行の防止・学校と連携した修学支援等

(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等

【現状と課題】

全国の高等学校進学率は98.5%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあります。一方、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

国は、高等学校の中退防止のための取組や中学卒業後に高等学校等への未進学者及び高等学校等の中退者に対する就労等支援、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題があります。

昭島市での非行少年の状況は、ここ数年横ばいの傾向にあります。非行少年やその傾向にある少年について、本人や保護者が教育や発達に関する課題や悩みがある場合には、教育・発達総合相談窓口において相談支援を行っており、相談内容に応じて関係機関とも連携し、課題解決に向けた支援を行っています。また、児童相談所などに一時的に保護された児童・生徒が復学する際には、学校と関係機関が緊密な連携を図る中で、安心して学校生活を送ることができるよう支援しています。

【都の主な取組】

- ①少年の非行の未然防止等
- ②非行等による学校教育の中断の防止等
- ③学校や地域社会において再び学ぶための支援

【目指す方向性】

家庭、学校、地域が密接に連携・協力を図ることで、児童・生徒の非行を未然に防止するとともに、安心して修学し、安全にのびのびと成長できる環境を整えます。

【関連する施策】

①犯罪・非行防止等のための相談支援や指導

34	教育・発達総合相談	子ども育成課・指導課
	18歳までの子どもに関する教育や発達の悩みなどに関する相談窓口として、アキシマエンス校舎棟内に教育・発達総合相談窓口を設置し、臨床心理士やスクールソーシャルワーカーなどの専門相談員が、相談内容に応じて関係機関とも連携し支援しています。	
35	スクールカウンセラー事業	指導課
	市立小中学校（19校）にスクールカウンセラーを配置し、いじめなどの問題行動や不登校等を未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言などを行っています。	
36	スクールソーシャルワーカー派遣事業	指導課
	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭及び児童・生徒への直接的な相談活動、関係機関とのネットワークの構築、教員への助言等により、積極的かつ的確な支援を行っています。	

37	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子ども育成課
	要保護児童対策地域協議会で見守りをする要支援児童のうち、児童相談所の措置によって児童自立支援施設から家庭復帰する児童については、子ども家庭支援センター、教育委員会、児童相談所、法務少年センター（少年鑑別所）等関係機関の連携のもと、子ども自身や家族の抱える特性や背景を踏まえ、状況に応じた適切な支援を行っています。	

②子どもの居場所づくり

38	児童センター運営事業	子ども育成課
	18歳までの子ども達を対象に、異年齢交流を通じて協調性を養い、自主性、社会性及び創造性を養う場として児童センター（児童福祉法に基づく児童厚生施設）を設置し、交流室、音楽スタジオや集会室などの施設を提供するとともに、子ども達に健全な遊びの指導や事業などを通じて健全育成に努めています。	
39	青少年交流センター運営事業	子ども育成課
	地域の子どもや若者達を対象に、気軽に集まることができる居場所として青少年交流センターを設置し、自由に交流できるフリースペース、ダンスや軽音楽を演奏することができる多目的室などの施設を提供し、子ども達のニーズに合わせた活動ができるよう努めています。	

③修学・学習支援の推進

40	薬物乱用防止教室の実施	指導課
	各小中学校では、小学校低学年で「薬の正しい使い方」から学び、中学校では薬物（シンナー、覚醒剤、危険ドラッグ等）の作用を科学的に学び、薬物の害について理解を深め、自己の生き方を考え、行動選択ができるようにしています。	
41	セーフティ教室の実施	指導課
	各小中学校では、子どもが自分で自分の身を守ることができるよう、様々な危険について対応できる能力を養うためにセーフティ教室を実施しています。	
42	子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課
	市内在住の小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を提供するとともに、学習の支援や生活習慣等の改善に関する助言等を行い、学習支援を通じて社会性及協調性を育み、自立の一助としています。	

④青少年健全育成の推進

43	青少年フェスティバルの開催	子ども育成課
	青少年の健全育成を目的として、青少年が中心となり、地域住民と協力して青少年が主役の行事を開催しています。	
44	青少年団体による健全育成活動	子ども育成課
	青少年とともにあゆむ小・中学校地区委員会及び青少年補導連絡会が、地域における見守りの充実や青少年に関する課題の共有等を行い、健全育成のための活動を推進しています。	
45	青少年健全育成協力店指定制度	子ども育成課
	青少年の非行防止や青少年の健全育成に協力いただけるコンビニエンスストアなどの店舗に対して、青少年健全育成協力店への協力を依頼するとともに、協力店や地域と連携し、より一層の青少年の健全育成に努めています。	

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

【現状と課題】

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられており、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない存在となっています。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいるとともに、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていることや地域社会の人間関係の希薄化等により、民間ボランティア活動が難しくなっていること等の課題もあります。

昭島市においても保護司数は定数を下回る状況が続いていることから、関係機関とも連携を図る中で、保護司をはじめとするボランティア人材の確保や活動場所等の環境整備に関する支援に努めます。

また、犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等の自らの努力を促すだけでなく、地域社会において孤立することのないよう住民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

再犯の防止等に関する施策は、住民にとって必ずしも身近な施策ではありませんが、住民がそれぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」の周知・啓発を図るなど、再犯の防止等に関する広報・啓発活動により、関心と理解を深める必要があります。

【都の主な取組】

- ①民間ボランティアの活動に関する広報の充実
- ②民間ボランティアの活動に対する支援の充実
- ③更生保護事業に対する支援
- ④民間協力者との連携の強化
- ⑤再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

【目指す方向性】

民間協力者や関係機関との連携を図ることにより、犯罪をした人等の立ち直りを支援します。
また、広報・啓発活動の推進により、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、地域の理解促進に努めます。

【関連する取組】

①民間協力者の活動の促進

46	更生保護団体への事務支援や活動支援	福祉総務課
	市役所内に保護司会及び更生保護女性会の事務局を設置し、各団体の更生保護活動を支援するとともに、北多摩地区保護観察協会に負担金を拠出し、保護司会活動を支援しています。また、更生保護団体が会議等を行う際や保護司が保護観察対象者と面接を行う際には、公共施設の会議室などを提供しています。	
47	昭島防犯協会への補助金の交付	生活コミュニティ課
	犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会を目指し、市民の防犯意識の高揚・啓発を図ることを目的として防犯協会に対して、防犯キャンペーン、防犯パトロール、各地域防犯座談会等を実施するための補助金を交付しています。	

48	青少年団体による健全育成活動【再掲】	子ども育成課
	青少年とともにあゆむ小・中学校地区委員会及び青少年補導連絡会が、地域における見守りの充実や青少年に関する課題の共有等を行い、健全育成のための活動を推進しています。	

②広報・啓発活動の推進

49	社会を明るくする運動の推進	福祉総務課
	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭島市では7月の強調月間を中心に、保護司会をはじめとした地域団体、保護観察所や国際法務総合センターとも連携を図る中で、地域で支え合う社会構築を目指し、再犯防止に向けた広報活動を推進しています。	
50	人権についての啓発活動の推進	秘書課
	再犯防止のためには地域社会の理解と協力が必要であることから、矯正施設出所者等に対する偏見や差別をなくすことについて、周知・啓発に努めています。	
51	配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発活動の推進	女性活躍支援担当
	DV（ドメスティックバイオレンス）、デートDV等の暴力は人権侵害であるという認識を広め、未然防止・早期発見に繋げるため、引き続き広報や啓発活動に努めています。	
52	昭島矯正展開催への支援	福祉総務課
	国際法務総合センターでは、法務省施設の概要、刑務作業の重要性や現状などの周知・啓発を図るため「昭島矯正展」を開催しています。昭島市では、「昭島矯正展」との連携を図る中で、社会を明るくする運動及び再犯防止に関する周知・啓発活動を行うとともに、市内の更生保護団体の参加や飲食事業者、福祉団体などの出店の支援なども行っています。	

第5章 国際法務総合センターとの連携

1 昭島市と国際法務総合センターとの関わり

東中神駅北側の立川基地跡地の市街地開発に当たり、核となる施設として、広域的な機能を有する法務省の国際法務総合センターが立地しました。本施設の立地に当たって法務省からは、地域と共存できる施設としての整備及び周辺地域のまちづくりへ積極的に協力を図ることなどが申し入れられています。

2 国際法務総合センターの施設概要

国際法務総合センターは、次に記す法務省関連施設全体の総称です。

名 称		開設年月
①	国連アジア極東犯罪防止研修所・法務総合研究所国際協力部	平成29年（2017年）9月～
②	公安調査庁研修所	
③	矯正研修所	
④	東日本成人矯正医療センター（刑務所）	平成30年（2018年）1月～
⑤	東日本少年矯正医療・教育センター（少年院）	平成31年（2019年）4月～
⑥	東京西法務少年支援センター（少年鑑別所）	

※矯正医療センター（上記④及び⑤）等との連携を図りながら、介護や支援が必要となる人に対するケアや、社会復帰に向けた職業訓練等を実施するための矯正施設となる「（仮称）女子中間ケアセンター」が近隣地に整備され、令和8年（2026年）度以降に運営を開始する予定となっています。



3 国際法務総合センターにおける地域連携の取組

国際法務総合センターは、国の機関として運営を行うとともに、総合的な地域交流活動の推進を図っており、昭島市をはじめとする地域の方々と協働・連携を図りながら、効果的に地域交流活動に取り組んでいます。

地域交流活動の一環として、国際法務総合センター西側には四季を感じられる緑道や同センター北側には子ども達が自由に遊ぶことができる児童遊園が整備されています。また、地域で行われるイベント等に協力するなど、地域社会の一員として、地域との共生を目指しています。

（1）主な地域交流活動

① 施設の開放

地域の方々に、グラウンドや体育館などの施設を一部開放するなど、地域におけるコミュニティセンターの一つとしての役割も果たしています。また、矯正研修所では、保護司会に会議室を貸与するなどの取組も実施しています。



② 昭島市との防災協定の締結

令和3（2021）年8月には、昭島市と矯正研修所、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター及び東京西法務少年支援センターとの間で、防災協定を締結しました。防災拠点としてのリソースを備え、訓練にも取り組んでいます。



③ 心理相談等

東京西法務少年支援センターでは、「もくせいの杜心理相談室」の名称で、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を幅広く活用し、思春期の子どもたちの行動理解や親子関係に関する悩みなどについて、一般の方々や関係機関団体からの相談に幅広く応じています。



④ 施設見学等

国連アジア極東犯罪防止研修所・法務総合研究所国際協力部では、中学生による職場体験・職場訪問学習や、北多摩西地区保護司会昭島分区、昭島市青少年補導連絡会、昭島市議会による施設参観の受入れ等を通じ、再犯防止に関する取組を含む国際研修・セミナー等の様子や実施環境について、地域の方々に直接触れていただく機会を設けるなど、地域社会に開かれた施設運営に心がけています。

東日本成人矯正医療センター及び東日本少年矯正医療・教育センターでは、昭島市校長会、保護司会、更生保護女性会、社会福祉士会及び地元商店街などの昭島市各種団体の方々への施設参観を受け入れるとともに、地域の研修会などに職員を講師として派遣するなど、再犯防止施策についての理解促進の取組を推進しています。

⑤ 昭島矯正展の開催

地域社会と共生可能な矯正施設を目指し、昭島市との連携を図るなかで、地域の方々に矯正施設について理解を深めるため、昭島矯正展を開催するとともに、地域振興、地域ぐるみの再犯防止に向けた取組を積極的に推進しています。



⑥ 地域貢献活動

東日本少年矯正医療・教育センターでは、少年・少女がボランティアをする機会として、高齢者施設において、車椅子の清掃作業などを実施しています。また、東日本成人矯正医療センターでは、受刑者への社会奉仕活動を経験する機会として、公共施設の清掃作業などを実施することを予定しており、地域の理解と協力を得て更生教育とともに地域貢献活動を行っています。

⑦ 地域からの物品等の調達や雇用の創出

国際法務総合センターは、PFI事業により民間のノウハウを活かした効率的な施設運営を行っており、民間委託を通じて、昭島市を含む近隣の地域からの食材や物品等の調達を図るとともに、地域住民の雇用機会の創出にも役立っています。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

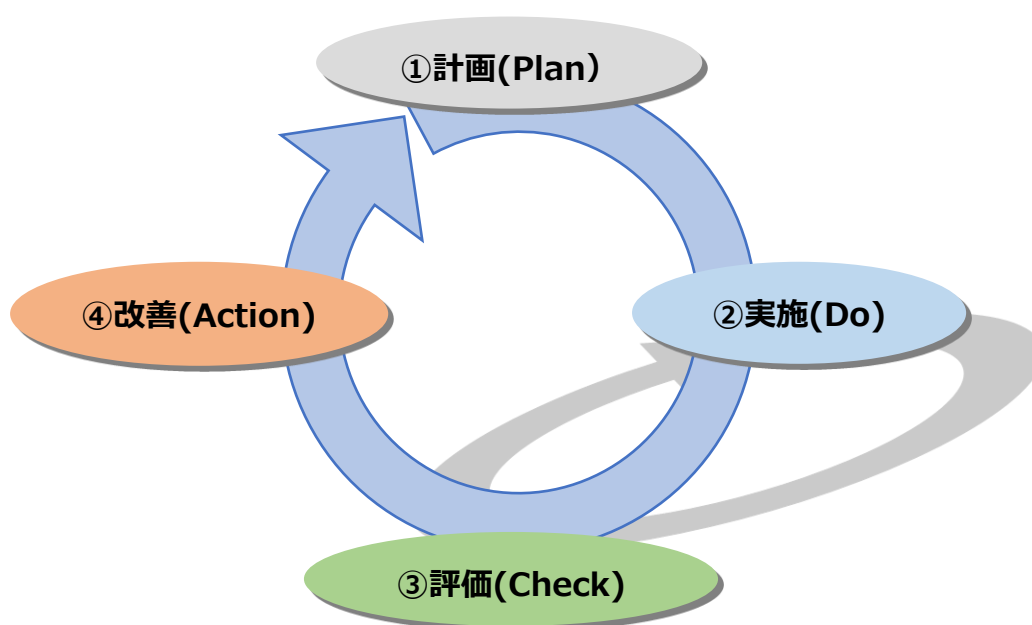
犯罪や非行した人の立ち直りを支援するとともに、様々な理由で生きづらい思いをしている人に寄り添う安全・安心な地域社会を実現するため、市における再犯の防止等の取組を実施する庁内の関係部署を中心に、関係機関や民間協力団体等と十分な連携を図り、本計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行うなど、PDCAサイクルにより本計画を推進します。

また、本計画の推進に当たっては、市民の理解や協力とともに、関係機関や更生保護団体などの協力や連携が不可欠であることから、次の関係機関等に参画いただく中で連絡会を設置し、情報共有や意見交換等を行い、地域における再犯の防止等の取組を推進していきます。

（仮称）昭島市再犯防止推進連絡会

- 東京保護観察所立川支部 ○東京労働局立川公共職業安定所 ○昭島警察署
 - 国際法務総合センター ○昭島市公立中学校校長会 ○昭島市社会福祉協議会
 - 昭島市民生委員・児童委員 ○北多摩西地区保護司会昭島分区
 - 北多摩西地区更生保護女性会昭島分区 ○昭島市薬物乱用防止推進協議会
- など

【PDCAサイクル】



【PDCAサイクルとは】

計画における進捗管理の手法の1つで、計画（Plan）⇒実施（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Action）という4段階の活動を繰り返すことで、継続的に改善していく手法です。

第7章 資料編

1 用語説明

(五十音順)

用 語		説 明
【か行】		
1	きたたまちくほご 北多摩地区保護 かんさつきょうかい 観察協会	東京都北多摩地区の5地区（東・西・調布狛江・府中・北）における保護司活動の援護とともに、犯罪予防更生事業の強化を図り地域社会の健全育成に寄与することを目的としている。昭島市（昭島分区）は西地区保護司会（立川市、昭島市、国立市、武蔵村山市、東大和市）に属している。
2	きょうあくはん 凶悪犯	刑法犯のうち、殺人、強盗、放火、強制性交等の罪。
3	きょうせいしせつ 矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の施設の総称。
4	きょうせいしゅうろうしえん 矯正就労支援 じょうほう 情報センター室 (コレワーク)	法務省の矯正管区に設置された組織。受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、事業者のニーズに適合する人を収容する矯正施設等の情報を提供するなどしている。
5	きょうりよくこようぬし 協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等の事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
6	けいじしせつ 刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。
7	けいむしよしゅつしよしゃ 刑務所出所者 とうしゅうろうしやうれいきん 等就労奨励金 せいで 制度	刑務所出所者等が、刑務所・少年院在所中の職業訓練、就労支援等により、出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すための奨励金の支給制度。
8	けいほうはん 刑法犯	刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係るものは除く）のほか、爆発物取締罰則、暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律などの一部の特別法に規定する罪。
9	けいむしよ 刑務所	主として受刑者を収容し、その人の資質及び環境に応じその自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るべく、矯正処遇（作業・改善指導・教科指導）を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた法務省所管の施設。
10	けんきよしゃすう 検挙者数	警察が検挙（犯罪について被疑者を特定し、検察官への送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げること。）した事件の被疑者の数。（居住場所等を問わない。）
11	こうせいほごじょせい 更生保護女性 かい 会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。
【さ行】		
12	さいはんしゃすう 再犯者数	検挙者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪で検挙されたことのある者の数。
13	しゃかい あか 社会を明るくする うんどう 運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
14	しょうねんいん 少年院	家庭裁判所の決定を受け保護処分の執行を受ける人等を収容し、その改善更生や円滑な社会復帰を図ることを目的として、在院者の特性に応じた適切な矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。

用 語		説 明
【さ行】		
15	しょうねんかんべつしょ 少 年 鑑 別 所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと。②監護の措置の決定が執られて少年鑑別所に収容される人等に対し、必要な監護処遇を行うこと。③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。
16	しょうねんけいむしょ 少 年 刑 務 所	主として26歳未満の受刑者を収容する法務省所管の施設。
17	せつとうはん 窃 盗 犯	刑法犯のうち、窃盗の罪。
18	た けいほうはん その他の刑法犯	刑法犯のうち、凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯に当てはまらない、占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、器物損壊などの罪。
19	そぼうはん 粗 暴 犯	刑法犯のうち、器械準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝等の罪。
【た行】		
20	ちいきせいかつていやく 地域生活定着 しえん 支援センター	高齢又は障害があることなどにより、福祉的な支援を必要とする受刑者、少年院在院者等に対して、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。
21	ちいきほうかつ 地域包括 ケア シ ステム	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることができるように、地域内で支え合う体制のことで、地域の実情に合った、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制を目指している。
22	ちのうはん 知 能 犯	刑法犯のうち、詐欺、横領、偽造、汚職、背任等の罪。
23	ちようえきけい 懲 役 刑	刑法に規定する主刑の一つである。また、自由刑の一種で、所定の作業（刑務作業）を行う。
【な行】		
24	にんちけんすう 認知件数	警察等捜査機関が被害届等を受けて犯罪の発生を把握した件数。
【は行】		
25	びざいしよぶん 微罪処分	刑事訴訟法第246条ただし書の規定に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な成人による事件について、司法警察官が、検察官に送致しない手続をとること。
26	びーびーえすかい B B S 会	非行のある少年や悩みを持つ子供達に、兄や妹のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement）を行う青年のボランティア団体。
27	ピーエフアイじぎょう P F I 事業	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。
28	ふうぞくはん 風 俗 犯	刑法犯のうち、賭博、わいせつ（強制わいせつ・公然わいせつ・わいせつ物頒布等）の罪。
29	ほ ご かんさつ 保護観察	犯罪者又は非行少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。
30	ほ ご し 保護司	犯罪者や非行少年の立ち直り地域で支えるボランティアであり、保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動を行っている人で、身分は非常勤の国家公務員。

用 語		説 明
【や行】		
31	やくぶつじはん 薬物事犯	覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬等取締法及びあへん取締法違反の罪。
32	ようほごじどうたいさく 要保護児童対策 ちいききょうぎかい 地域協議会	市区町村における児童家庭相談体制強化を図るための協議会で、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有・援助していくためのネットワーク。